

## 鎌倉市特定建設工事共同企業体運用基準

### (目的)

第1条 この基準は、技術力の結集を必要とする大型工事又は特殊工事を対象に、市内業者の技術力の取得及び施工力の増進を図るため、鎌倉市が特定建設工事共同企業体を運用するに当たり、準拠すべき基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 特定建設工事共同企業体とは、発注する工事毎に結成される共同企業体をいう。

### (形態)

第3条 形態には、次の2つがあるが、甲型を基本とし、乙型については、特殊な工事等の場合に適用することができるものとする。

- (1) 甲型（共同施工方式） 構成員が一体となって工事を施工する形態
- (2) 乙型（分担施工方式） 構成員がそれぞれ分担工事を施工する形態

### (対象工事)

第4条 各工種における対象工事の規模は、次のとおりとする。

- (1) 土木・建築工事については、設計金額（消費税額及び地方消費税額を含めた額。以下同じ。）が5億円以上とする。
- (2) その他の工事については、設計金額が3億円以上とする。

ただし、上記設計金額以下の工事にあっても、市長が特に必要と認めるものは、この限りではない。

### (構成員数)

第5条 構成員数は、2ないし3社とする。

ただし、市長が特に必要と認めるものは、この限りではない。

### (資格)

第6条 構成員の資格については、工事の内容により、鎌倉市入札参加業者等選考委員会において、その都度定めるものとする。

### (結成方法)

第7条 結成方法は、自主結成とする。

### (出資比率)

第8条 甲型の構成員の出資比率の最小限度基準は、次のとおりとする。

- (1) 構成員数が2社の場合は、30パーセント以上とする。

(2) 構成員数が3社の場合は、20パーセント以上とする。

ただし、第5条ただし書適用の場合は、10パーセント以上とする。

(代表者)

第9条 甲型の代表者は、構成員の中で最も施工能力の大きい者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

2 乙型の代表者は、構成員において決定された者とする。

(その他)

第10条 この基準に基づく、特定建設工事共同企業体の運用については、公告・公表する発注工事毎に作成する参加要領に定めるところによるものとする。

付 則

この基準は、平成 7年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年6月13日から施行する。